

第20回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第20回定例会

令和3年11月30日

開会 13時30分

閉会 15時00分

出席委員

(22名)

会長 依田 繁二

1 荻原 勝夫

2 深井 佳人

3 武井 誠

5 関 一夫

6 小林 澄男

7 小山 孝幸

8 青木 茂良

10 成山 喜枝

11 柳澤 峰晴

12 宮下 通

会長代理 若林 泰平

13 大塚 賢

14 齊藤 敏彦

15 関 敏夫

16 小宮山 信幸

17 小野澤 文利

18 笹平 民男

推進 射手 誠司

推進 佐藤 邦利

推進 杉田 修司

推進 荻原 清一

欠席委員

推進 関 泰秀

議事録署名委員

1 荻原 勝夫

10 成山 喜枝

出席職員

(6名)

農業委員会事務局

事務局長 小林 幸司

事務局次長 小宮山 真二

事務局 小林 誠司

事務局 河口 晋也

事務局 酒井 綾

事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可の軽微変更について

第4回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2階講堂

会長代理

ご苦勞様です。令和3年度第20回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、秋も終わり昨日の朝は雪が降り、野沢菜や大根を漬ける季節となりました。新型コロナウイルス感染症が長野県は2週間ほど発生がない日が続いています。このまま2年前に戻ってほしいと願うばかりです。11月16日に長野市のビックハットで行われた第6回長野県農業委員会大会に参加した委員はお疲れ様でした。約1,000人が集まる大会でした。農地利用最適化に係る講演がありました。当委員の参加者が少なかったのは残念に思います。今後はご都合をつけて大勢出席をお願いします。12月より市内5地区ごとに人・農地プラン推進会議が開催されますが、地区委員の方には実質化に向けた具体案を遅くも1月末までに集約をお願いします。それでは議事に入ります。本日の議事録署名は1番荻原委員と10番成山委員をお願いします。第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、外1筆、図面は1ページをご覧ください。〇〇の200メートル東にある農地です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇です。現在の経営面積は0平方メートルですが、同月利用権設定と併せて3000平方メートルを超えます。申請農地に隣接する住宅を2年前に購入しましたが、現在も通いで管理しています。譲受人所有住宅と隣接している農地ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇の200メートル北東にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は経営面積を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではクルミを栽培をする予定です。譲受人の耕作地と隣接しており、自宅から車で3分と近いため問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして小林委員より説明をお願いします。

小林委員 お願いします。場所は、〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さんで、〇〇の方です。譲受人は〇〇さんで〇〇の方です。申請地は〇〇さんの庭を通らないと行かれない農地で、他の人に買われる前に購入したいと思い今回の申請になりました。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 よろしくお願いします。場所は〇〇にあります。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは申請地の隣でクルミ栽培をしています。栽培面積を拡大したいという事から譲渡人に売買を申し出て、承諾をいただきました。農地の確認に行ったところ長年手をかけていない荒廃農地でした。〇〇さんの経営面積は16,513平方メートルで、畑ではクルミと野菜を栽培しているそうです。自宅は申請地から約1キロメートルと近い場所にあります。譲渡人が高齢で、維持管理が難しくなってきたということで、譲受人により適切な管理ができること、周辺環境も改善されるということで、適任者かと思えます。ご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅、通路敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。現在隣接する実家に居住していますが、手狭なため、申請地に住宅を建築したいとのことです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員 お願いします。場所は、〇〇から北へ300メートルの農地です。申請人の〇〇さんは現在実家に住んでいますが、手狭になったということで住宅を建築したいそうです。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。計画変更1、〇〇、図面は5ページをご覧ください。5条1番案件と関連があるため一括説明いたします。〇〇にある農地です。計画変更申請で、ワイナリー兼住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方と〇〇の方です。当初は、平成24年6月に2名の共有名義の住宅敷地として許可を受けたのですが、1名が県外に転居したことから転用事業は行っていませんでした。譲受人は申請地を継承してワイナリー兼住宅として利用を計画するものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、変更申請の承認は問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、所有権移転、図面は7ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。石積擁壁敷地の申請で、追認案件です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は令和元年に申請地北に老人ホームを建設した際に、安全面確保のため、申請地に石積擁壁を設置しました。このたび、申請地が農振除外及び農地転用許可を受けていないことが判明し

たため、顛末書を付して申請になりました。なお、申請地は令和3年3月に農振除外済です。第2種農地で、位置的代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号3、〇〇、使用貸借権設定、図面は9ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は2名おり、〇〇の夫婦です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は夫の定年退職に伴い、故郷の東御市に戻り、申請地及び申請地北側宅地に共有名義の住宅を建設したいとのことです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、使用貸借権設定、図面は11ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は貨物自動車運送業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方で、譲受人の法人代表者の父になります。譲受人は申請地に隣接する事業所の駐車場不足のため、申請地を従業員駐車場として利用を計画するものです。なお、申請地は令和3年3月に農振除外済です。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転、図面は13ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在借家に住んでいますが申請地に住宅を建築したいとのことです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1、番号1の案件につきまして齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

よろしく申し上げます。計画変更1、番号1の案件を説明します。場所は、〇〇です。〇〇さん、〇〇さんで〇〇から10年前にワイン栽培とワイン醸造に憧れ東御市にきました。1000坪の農地を確保することができました。転用は平成24年6月に2人の名前で、許可を受け住宅を建築したいというでしたが、1人が転出したため当時は事業を行いませんでした。今回譲受人の〇〇さんがワイナリー兼住宅を建てる計画になりました。住宅の1階は住居2階がワインの醸造所ということです。野菜等も作っていて勢力的に農業に取り組んでいます。目標に向かって頑張っている方です。特段問題はないと思いますがご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。計画変更1、番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

荻原委員 ワイナリーはいつ頃から始まりますか、名前は決まっていますか。

齊藤委員 詳細については聞いていません。住宅が完成してからのことかと認識しています。

議長 他にございますか。

小野澤委員 この場所は傾斜地ですが、ワイナリーで水をたくさん使うと思いますが排水計画を教えてください。

齊藤委員 傾斜地といっても段になっていまして、〇〇の集落もありますので排水はきちんと整っていると思っていますので、大丈夫だと思います。

議長 対応はできているということよろしいでしょうか。

事務局 資料を確認したところ、ワイナリーといっても一般住宅の2階ですので大量に水を使うとかではないと思います。一般住宅と同じ基準での排水で外に出すことはない計画になっています。

議長 規模を拡大したとき環境負荷を含めて対策をしてほしいということですね。他にございますか、特にないようですので裁決に入ります。計画変更1、番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 申請地は先月の案件で〇〇の太陽光発電設備設置北側に接続する場所です。譲渡人は〇〇さんで〇〇に住んでいます。譲受人は〇〇さんで令和元年に老人ホームを建設した際に石積の擁壁1.5メートルから1.8メートルを建てました。当時転用許可申請をしなければいけなかったのです

が怠ってしまい追認案件で今回の申請となりました。ご審議よろしくお願
い
します。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につ
きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にな
いようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙
手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につ
きまして、関委員より説明をお願いします

関委員 場所は〇〇にある農地です。譲渡人の〇〇さんは〇〇に住んでいます。定
年退職を期に出身地に戻って住宅を建築したいということです。隣接する農
家の方には説明済です。ご審議よろしくお願
い
します。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につ
きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にな
いようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙
手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につ
きまして、小林委員より説明をお願いします

小林委員 よろしくお願
い
します。譲渡人は〇〇さんで、譲受人は〇〇です。譲渡人、
譲受人の代表者は親子です。父の土地を譲り受けて駐車場にしたいそうです。
よろしくお願
い
します。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につ
きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にな
いようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙
手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5の案件につ
きまして、大塚委員より説明をお願いします

大塚委員 お願いします。〇〇から北へ〇〇から300メートル付近です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。現在〇〇に住んでいて一軒家がほしいと探していました。〇〇さんの自宅一画約80坪を譲り受けることになりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第4号議案農地利用集積計画11月分について事務局より説明をお願いします。

事務局 第4号議案農地利用集積計画11月分について説明します。資料4ページ、5ページが通常の利用権設定です。17件、42筆、合計42、475平方メートルです。資料6ページが所有権移転となります。2件、4筆、合計2、756平方メートルです。資料7ページが中間管理事業を使った利用権設定です。4件6筆、合計7、994平方メートルです。全体の合計は23件、52筆、53、225平方メートルです。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。第4号議案農地利用集積計画について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして報告第1号農地法第4条による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第1号、農地法第4条による届出について説明します。今月は2件あります。

番号1、〇〇、外2筆、図面は15、16ページをご覧ください。〇〇の東にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地2124平方メートルの内、140平方メートルの届出になります。

番号2、和、〇〇、図面は17、18ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地1115平方メートル

ルの内、181.69平方メートルの届出になります。以上2件の届出について、報告させていただきます。

議長 ありがとうございました。続きまして報告第2号農地法第5条の規定による許可の軽微変更について事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第2号、農地法第5条の規定による許可の軽微変更について説明します。〇〇、令和3年10月28日定例総会にて審議しました〇〇による資材置場・駐車場敷地への農地法第5条の規定による許可申請について、定例総会審議後に長野県と申請者で協議する中で、申請者名義が親会社である〇〇に変更となったことを報告いたします。

議長 ありがとうございました。続きまして第4回農業経営改善計画認定審査会意見聴取について、今月は新規が2件です。事務局より説明をお願いします。

事務局 第4回農業経営改善計画認定審査会意見聴取について、説明します。今月は新規が2件です。

1件目は、〇〇さんです。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに稲作と露地野菜です。露地野菜はトウモロコシとブロッコリーです。年間所得について現状は兼業農家でしたのでありません。目標は〇〇万円で年間労働時間は現状360時間、目標は2000時間となっています。主たる従事者は1人です。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標の生産として、水稻は作付面積〇〇アールから〇〇アールに増やしたいそうです。野菜は作付面積〇アールから〇〇アールに増やす目標です。農用地及び農業生産施設ですが、農用地の経営面積〇〇アールから〇〇アールに規模拡大したいそうです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置ですが、目標として現状の農地に加え作物ごとに集約化できるよう耕作地の借入を進め、無駄の少ない農業を行いたいそうです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は目標として複式簿記による記帳の実施、スマホアプリによる経営分析を行いたいそうです。農業従事者の態様の改善に関する現状と目標・措置は目標として引き続き家族の協力による経営に加え臨時的な雇用の検討を考えているそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、畦塗機〇台、ロールベアラー〇台、

コンバイントレーラー〇台、米乾燥施設〇棟を考えているそうです。資金の借入をし規模拡大とともに機械の購入をしていきたいそうです。

2件目は、〇〇さんです。法人として今年の9月に設立しました。代表者は〇〇さんです。農業経営体の営農活動の現状及び目標として営農類型は現状、目標ともに稲作です。農業経営の現状及びその改善に関する目標として現状は〇〇万円、目標は〇〇万円で年間労働時間は現状10800時間、目標は12000時間となっています。主たる従事者は5人です。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標として、水稻で作付面積の現状〇〇アール、目標は〇〇アールです。加工品として餅を計画しています。農用地の現状として東御市が〇〇アール、〇〇が〇〇アールで目標は東御市が〇〇アール、〇〇が〇〇アールとなっています。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、現状として人手に頼る作業、熟練者でなければできない作業が多いことから、目標はスマート農業により農業者の省力、軽労力を進める新規農業者の確保に力を入れていきたいそうです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、電算化して新しい経理システムを確立する、又ソフトを活用した経営分析による経営戦略を見直し、再構築を5年かけてしたいということです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置の目標は、就業規則の整備として現状は農繁期の時間外労働が課題で、目標はスマート農業と事前計画により残業を減らし、資金制度の活用を令和6年頃スーパーL資金を利用したいそうです。経営の構成については、事業拡大に合わせて雇用者を増やしていきたいそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画はトラック〇台、コンバイン〇台、田植機〇台、精米機〇台、ラジコン草刈り機〇台購入したいそうです。

議長

ありがとうございました。それでは1件目の説明を青木委員よりお願いします。

青木委員

よろしく申し上げます。〇〇さんは市役所を早期退職して、親の農地を守り又、近隣の耕作者が高齢になっていることから荒廃農地を作らないためにも令和7年にはある程度の面積を確保し耕作をしていきたいそうです。ブロッコリー、トウモロコシを栽培していくそうです。話を聞いていて頼もしく思いました。

議長

ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問があるは

挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして2件目の説明を小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 説明します。〇〇さんは、今年の9月1日に個人経営から法人経営になりました。父親の〇〇さんが長男の〇〇さんに、法人代表者として経営を任せました。水稻の受託を行っていきまして、面積を〇〇アール増やして稲作中心に営農するそうです。餅の製造もする計画です。スマート農業を導入し、GPSの草刈り機を使って効率的な農業を目指すそうです。家族経営ですが、規模拡大とともに臨時の雇用者を確保したいそうです。特に問題はないと思いますがよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問があるは挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました

議事録署名人_____

(※直筆をお願いします)